

令和6年度第12回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年3月10日（月）			
招集場所	日南町役場 第2会議室			
開会時間	13時30分		閉会時間	14時40分
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
出席推進委員	5番	大塚清子	10番	梅林操
	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿昆縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
欠席した委員	大宮	藤原恵司		
議事録署名委員	7番	足立進也	9番	福田英夫
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	田淵九大
	農林課	山田祐志		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨 捶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第3号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による、地域計画の案の意見照会について
5. 議 事	
議案第1号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	農作業賃金について
協議第2号	その他
7. そ の 他	

8. 閉 会

開 会	高橋事務局長	定刻より若干早いですが、皆様お揃いになられましたので、只今より令和6年度 第12回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨 拶	議 長	<p>先月25日、鳥取県農業會議常設審議委員会が倉吉市で行われました。当日は前日までの雪で圧雪状態でしたので、朝6時30分に出発しましたが道路上には雪が残っていて大変でした。</p> <p>会議の内容として、第1審議事項は琴浦町の30aを超える農地法第5条に基づく太陽光発電事項でした。琴浦町農業委員会の説明、資料不足、現地確認者の説明不足により転用事業者の追加説明や現地確認の追加説明を受けて承認されました。</p> <p>第2審議事項は日南町の農地法第37条に基づく意見聴取案件でした。これは農地利用状況調査の遊休農地に関する処置についての審議でした。この案件は昨年3月11日の日南町農業委員会総会で審議したもので、日南町の農地所有者が耕作していた農地が令和5年度に周辺営農者から土地所有者が不在で作付けできていないとの情報が寄せられ、農業委員会で農地状況の確認を行いました。地域の情報により所有者が転居していることが想定されたことから、農地法第33条第1項に規定されている農地の利用意向調査を実施しましたが、6ヶ月経過しても意思の表明がないため、農地法第36条第1項の規定に基づき、所有者に対して令和6年3月11日付けで農地中間管理権の取得に関し、農地中間管理機構と協議する旨の勧告を行いました。併せて同日付で勧告を行った旨を鳥取県農業農村担い手育成機構に通知してきました。勧告より2ヶ月経過しましたが、連絡がつかず、協議が整わなかったことから、鳥取県農業農村担い手育成機構は農地法第37条の規定に基づき、中間管理権の設定に関する知事裁定を申請されたことに基づく審議案件です。</p> <p>鳥取県農業農村担い手育成機構の裁定理由として、この農地は基盤整備地で、農振農用地に指定された優良農地であり、地権者に利用意向を確認したが、法廷期間内に回答がなく、農地中間管理機構と協議することを勧告したが、法廷期間内に協議が整わなかったことにより、農地法第33条に規定されている「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの」に該当することが明らかになっている。そして、地域で守るべき農地として、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権を取得したうえで、耕作を希望する担い手農家に貸し付けることは妥当ということで裁定されました。その上で、農事組合法人口口と有限会社口口口へ賃貸期間5年間で貸し付けるという内容でした。協議の結果、全員賛成で認められました。</p> <p>第3審議事項は農地法39条の所有者不明農地の案件が3件ありました。</p>

		以上報告申し上げて、第12回 日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会會議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番 足立農業委員、9番 福田職務代理を指名した。
報告第1号	議 長	統いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願ひします。
	主 事	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 資料1頁から3頁について説明</p> <p>申請番号1、解約後、機構を通じて別の方が耕作を行う予定です。</p> <p>申請番号2、解約後、機構を通じて別の方が耕作を行う予定です。</p> <p>申請番号3、機構と耕作者の解約となり、今後は別の方が耕作を行う予定です。</p> <p>申請番号4、機構と耕作者の解約となり、今後は別の方が耕作を行う予定です。</p> <p>申請番号5、解約後、所有者が管理を行う予定です。以上です。</p>
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願ひします。
	主 事	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について 資料5頁について説明</p> <p>報告第1号 申請番号3で報告させていただいた、内容についてこれまで使用貸借契約だったものを今後は水張反当△△△円に変更され、契約期間が令和7年5月1日から令和9年12月31日までの2年8ヶ月となります。以上です。</p>
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議 長	報告第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による、地域計画の案の意見照会について農林課お願ひします。
	山田主 事	<p>農林課 山田です。</p> <p>地域計画策定にあたり、農業委員会への意見照会を行うこととされており、皆様にお配りさせていただきました。前もって資料をお配りできればよかったですですが、十分にご覧いただく時間がなかったかとは思います。</p> <p>各地区の農業委員、推進委員の皆さんに担当地域の資料をご覧いただいているところではありますが、ご質問や修正等ご意見を頂けたらと思っております。本日配布の資料は各地域の地域計画、また目標地図として日南町全図の場所を示した地図をお配りしております。</p> <p>各地域の詳細についてですが、まずは区域内の農地をまとめさせていただきました。これは目標地図で地域から出していただいたものを集計したものになります。</p>

		<p>各地域の農用地面積は日野上地域が 106. 58ha、山上地域が 274. 26ha、阿辺縁地域が 118. 68ha、大宮地域が 111. 56ha、多里地域が 109. 50ha、石見地域が 284. 38ha、福栄地域が 138. 35ha、全地域の合計が 1143. 31haとなりました。詳細については説明を省略させていただきます。</p> <p>また、地域内の農業者一覧について修正があります。</p> <p>正しくは日野上地域が 18 経営体、山上地域が 26 経営体、多里地域が 13 経営体、石見地域が 29 経営体、福栄地域が 12 経営体となります。修正をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様からご質問、ご意見を頂ければと思います。</p>
議長		<p>報告第 3 号について、担当地域の資料を事前にお渡ししてあるようです。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
福田職務代理		<p>各地域での計画ですけれども、毎年更新が可能と思っておりますが、3月 31 日に公告予定ということで、この地域の担い手となっている一覧表の方たちにこの地域計画を確認していただくようなタイミングはあるのでしょうか。</p>
山田主事		<p>ただ今の質問についてですが、今回は農業委員会に意見聴取ということですが、関係機関の JA や農地中間管理機構に意見聴取した後に 2 週間の縦覧公告をさせていただきます。こちらが 3 月 14 日から 2 週間を予定しております。地域の皆さんにはこの期間にご意見を頂ければと考えております。公告についてはホームページに公開し、また、農林課に資料も備えまして、ご覧いただく方法となります。</p>
福田職務代理		<p>その方法というのは、例えば、郵便であったり、何かの放送などでされたりということは。</p>
山田主事		<p>前回説明会にお越しいただいた方には電話連絡等で通知をさせていただけたらと考えております。</p>
福田職務代理		<p>わかりました。</p>
議長		<p>その他ありますか。</p> <p>(1 番 足立農業委員挙手) 1 番 足立農業委員。</p>
足立農業委員		<p>農業を担う者の決め方について伺いたい。</p>
山田主事		<p>農業を担う者の一覧についてですが、こちらは、令和 2 年に町で定めた、人・農地プランの実質化の主な農業者という形で上げさせていただいている内容です。今後 10 年を考えたときに担い手として集積される方をピックアップしていただいたものです。これを各地域で見ていただき、外したほうがいいということがあれば、外すという形です。地域の方に確認していただいたものをとなります。</p>
足立農業委員		<p>ということは地域が決めたというわけですね。</p>

	山田主事	ベースとなる資料は出させていただいておりますが、地域で確認していただいたものとなります。
	議長	よろしいですか。 (足立農業委員 意見なし。) その他ありますか。無いようですので、次に移ります。
議案第1号	議長	議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について</p> <p>資料7頁から説明 資料8頁、新規の契約が18件、このうち相対からの更新が6件、付替えが2件、合計20件の契約となり、面積合計が143,602m²です。</p> <p>資料11頁、新規契約のみ説明 申請番号5、報告第1号 合意解約で報告した農地の契約。 申請番号9、報告第1号 合意解約で報告した農地の契約。 申請番号13から18まで、相対からの再設定のため説明は省略。 申請番号11、12について、会長からのあいさつにもありました、常設審議会での案件となります。本日お配りしている資料に議案第1号資料と書いてある資料をご覧ください。昨年3月農業委員会総会で上げさせていただいた農地となります。昨年3月に〇〇〇さんに通知を出しておりますが、その後、回答がなかったため、農業農村扱い手育成機構から県に裁定を申請しています。その後、常設審議会の意見聴取ののち、県からの裁定がありましたので、今回の総会で、集積計画案を議案として上げさせていただきました。今後の流れとしては、その他の契約と同じような流れとなり、5月1日から契約開始となります。以上です。</p>
	議長	議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。 (3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。
	木山農業委員	資料中央部分にあります、公告が3月上旬で利用促進計画案に矢印になっていますが、2月下旬になっていますが、順序が逆じゃないでしょうか。
	主事	失礼しました。順番としては、利用促進計画案が上になります。その後、3月上旬に県の公告となります。順番が前後しておりました。修正をお願いいたします。
	議長	その他ありますか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	農地所有者の〇〇〇さんは地元におられないのか。

	高橋事務局長	<p>先ほどの案件ですが、昨年3月に農業委員会総会において若干説明をさせていただいたと記憶しております。</p> <p>経過としては、これまで△△地区の担い手となる中心経営体として頑張っておられた方ですが、一昨年の春に小作契約をしていた農地をすべて返されるという話し合いの相談がありました。その後、春になると自作地の作付けを始められるのかと思っていた矢先、不在となられました。その農地は地元の農業者の方から、周辺農地への影響もあり、農事組合法人口□□、有限会社□□□の2者で周辺農地の管理も含めて耕作していただけるということがこれまでの経過になります。</p> <p>ご質問がありました、農地所有者の方の現在の所在ですけれども、住民基本台帳の現住所は把握できている住所に書類を郵送しまして、本人に意向確認をしたところではありますが、返事がないということで、会長の挨拶でもお話が合った通り、実際にこちらにいらっしゃいませんし、地元委員さんなどのお話を聞かせていただいた中で、お帰りになられたということもない状態ですので、今回の県の裁定に基づく、賃貸借の契約を進めさせていただきました。</p>
	倉光推進委員	やむを得ないと思うんですが、若干気になるのは、本人にきちんとそのことが伝わっているのかどうなのか。郵送で届いたとしても本人が内容を確認しなければ、進展がなくてほったらかしにしている可能性も否定できないと思います。郵送して、ポストに入れてしまえば終わりというのは疑問に思います。
	高橋事務局長	ご本人にその旨が届いているかどうかというご質問ですが、鳥取県農業農村担い手育成機構、日南町からの文書については簡易書留等で郵送しております。書類を受け取ったというところまでは確認させていただいています。しかしながらその文書を開封しているのかしていないかというところについては追跡できておりませんし、ご本人からのご連絡もございません。そこでの判断でご本人からの意向なしということで今回の手続きとなっています。
	議長	内容証明郵便で送っており、相手が受け取っているということは確かです。
	倉光推進委員	わかりました。
	議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
協議第1号	議長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 その他 事務局お願いします。
	高橋事務局長	協議第1号 その他、先月総会の際にもご相談させていただきました、標準農作業賃金についてです。これは毎年、農業委員会で農作業賃金を決定し、農作業賃金の指標として公表させていただいております。

	<p>資料 45 頁 令和 7 年標準農作業賃金案については、令和 6 年度と令和 7 年度案ということで、比較しながらご観覧いただけたらと思います。この案件につきましては、農政部会部会長の糸田川農業委員など、ご相談させていただいた内容です。</p> <p>大きく改定した内容についてですが、これまで圃場整備の条件によって単価を分けておりましたが、全て統一単価とさせていただきたいと思います。次に、コンバインについても農地の条件に関係なく統一単価とさせていただきたいと思います。コンバインによる稲刈りについては天候に左右され、農地の条件によることもあります。このあたりの条件における追加については別途それぞれ協議していただく形でお願いしたいと考えております。</p> <p>次に、乾燥、粒摺り、色彩選別機の単価を若干上げさせていただいており、色彩選別機だけについても、単価を上げさせていただいております。</p> <p>続いて、草刈り作業、畔付け作業についても単価を上げております。上げた理由としては、県が定めております、鳥取県最低賃金の推移を示しておりますが、右肩上がりの状況となっており、今年も 10 月に令和 7 年の最低賃金が公表されると思いますが、現在のところ鳥取県では 957 円となっております。農作業の 1 時間当たりの単価は据え置きということでお願いできればと考えております。</p> <p>次に、農業用燃料価格について、過去の単価を比較したところ令和 6 年度につきましては、大きな変動はありませんでしたが、令和 7 年 1 月 27 日現在の単価は、徐々に上がっており、燃料費関係の補助金が減額されるという中で、今後も燃料費等が下がることはない想定されるという判断の中で、今回変更させていただきたいと思います。</p> <p>併せて近隣の自治体の賃金についても参考にさせていただいております。</p> <p>今後の公表スケジュールについてですが、ホームページ、ちゃんとねるにちなんによる広報、3 月発行予定の「いなほ」87 号に掲載予定です。</p> <p>委員の皆様からご意見等いただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>協議第 1 号について説明が終わりました。農政部長からの補足がありましたらお願いします。</p> <p>(8 番 糸田川農業委員挙手) 8 番 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>全部事務局から説明がありましたので、ほとんどありませんが、最低賃金が年々上がっており、令和 7 年度当初としては 1 時間当たり 1,000 円としていただけたらと思います。</p> <p>今年度委員改選ということもありますので、変わったときに新しい委員の皆さんで、見直しをかけていただけたらと思いますが、今回は農政部会で協議をさせていただいておりますので、この金額で向かえたらと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>

	議長	<p>協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、この内容で公表してもよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは令和7年度標準農作業賃金は、この内容で公表していきたいと思います。</p> <p>その他、協議事項がありますか。無いようですので次に移ります。</p>
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和7年4月10日(木)午前9時から会場は議場を予定です。ご予定をお願いいたします。</p> <p>また、3月下旬に町職員の人事異動内示が発表される予定になっております。人事異動については農業委員会の職員が異動になる場合、農業委員会総会で審議していただく流れとなります。</p> <p>事務局長の異動があった場合については3月28日午前中に臨時総会を開催させていただきたいと思っております。なお、臨時総会のご出席は、農業委員さんのみとなります。</p> <p>最後に、今月総会の開催案内の通知でご案内させていただきましたが、総会終了後、現地調査を行いたいと思います。今回該当する地域は、△△地区、△△地区、△△地区の3地域の現地調査を行います。事務局がそれぞれ分かれて向かいたいと思います。担当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには現地調査をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
	議長	<p>その他ありますか。</p> <p>(農林課 山田主事挙手) 農林課 山田主事。</p>
	山田主事	失礼します。前月総会におきまして、株式会社□□□の認定農業者の報告をさせていただいた際に農業機械等の取得計画について無人作業機についてご質問をいただいておりました。内容について株式会社□□□に確認しましたところ、ドローン、リモコン草刈り機、ヘリを予定しておられるとのことでした。以上です。
	議長	<p>ただいまの説明でよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>(高橋事務局長 挙手) 高橋事務局長。</p>
	高橋事務局長	<p>失礼します。本日配布の資料の紹介についてご説明いたします。2月に開催された、県内の市町村会長、事務局長会議で配布された資料をお配りしております。</p> <p>資料1 水田政策の見直しの方向性について（概要） 資料2 食料・農業・農村基本計画 骨子（案） 資料3 食料の持続的な共有に関する法制化について 参議院議員の舞立昇治先生からご提供いただいたものです。検討段階の資料となりますので、参考程度にご覧いただけたらと思います。</p> <p>資料5 農業委員会組織をめぐる情勢について</p>

		全国農業会議所 佐藤部長から提供いただいた資料です。
議 長		その他、皆さんからありますでしょうか。 (9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
福田職務代理		<p>ちょうど、農林課の山田主事がおられるので、聞いてみないと私は思いますが、中山間第5期が今年で終了します。おそらく昨年の実績報告等の準備をしないといけない時期ですので、案内が代表のところに郵送されるタイミングだと思います。第6期対策の内容についていろいろお話を聞かせてもらっていますが、情報がそれほど整っていないということで、まだお知らせできていないのが現状なのかとは思います。とはいうものの、4月には第6期がスタートしないといけない。</p> <p>国からの情報が出ていないということもあると思いますが、なるべく早い段階で、出していただかないと、代表者の方も困られるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
山田主事		中山間の情報については、今後説明会行う予定としておりますが、前回報告しました情報から、追加で示されている情報もあります。なるべくはやくまとめていきたいと思います。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和6年度第12回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和7年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員